

令和 7年度第 6号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年10月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日に私が〇〇弁護士と会話しました。その内容を〇〇弁護士がどのように〇〇課に報告したのですか。報告内容がわかるもの。（以下「本件保有個人情報」という。）

2 同月27日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

実施機関において本件保有個人情報を作成していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

3 令和 6年 1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、報告内容を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和〇年〇月〇日に〇〇課から、事前に何の説明、確認もなく、いきなり、一方的に要望等に係る確認通知書（以下「確認通知書」という。）が送られてきて、「当該要望等を取り下げる場合は、令和〇年〇月〇日（〇）までに〇〇局〇〇課へご連絡ください」とあったが、期限までまったく考える時間がなく、とても常識では考えられないことである。

(2) 確認通知書の書き方が、要望等記録制度運用マニュアルの例文通りでなく、要望日時と件名がない、逆に例文にはない弁護士の情報があるが、何のためか。

(3) 確認通知書の出どころが本当に〇〇課なのかどうか確かめる必要があると思ひ、常識的には直接、〇〇課に説明を求めるべきだが、確認通知書には要望を取り下げる場合のみ〇〇課へ連絡、それ以外は、〇〇弁護士まで問い合わせてくださいと書いてあり、審査請求人の認識では、要望を出していないので当然取り下げもないため、〇〇課へは連絡できない。

(4) こうして、〇年〇月〇日に〇〇弁護士と会話した。

ア 〇〇弁護士が審査請求人に対して、担当部署に行かないでと言ったが、なぜか。何の権利があつてそう言えるのか。確認通知書には来たらだめというような文言がないことから、〇〇弁護士は、自分勝手に言っているということになる。さらに、手続上、場合によって、〇〇課に行かなければならないが、「行かないで」と言うことは、結果として、審査請求人の権利の行使を妨げることになる。

イ 実施機関によると電話記録がないということだが、〇〇弁護士は「ちゃんと記録を取っとります」「電話記録うんぬんということもそうやけど」と、電話記録があることを前提に発言した。〇〇弁護士は〇〇課の相談を受けたアドバイザーで、電話記録があるか否か知っているはずだが、なぜ嘘をついたのか。

ウ 確認通知書によると、審査請求人は不当に交通費を請求し、それが不当要望と判断されたが、〇〇弁護士との会話の中で、合計 5回、要望を出してないと主張し、その主張に対して、〇〇弁護士は「承りました」「理解しました」「報告してきます」「申し上げてきます」と約束した。

エ 〇〇弁護士が〇〇課に報告する以上、弁護士として報告書を作成するのが自然であり、弁護士の発言から、報告書が作成されていないというのは不自然である。

オ 不開示決定通知には報告がないと書いてある。本当に報告していないのなら、〇〇弁護士は嘘をついたことになり、弁護士法（昭和24年 6月10日法律第 205号）違反に該当する。

カ もし〇〇弁護士がちゃんと審査請求人の主張を〇〇課に伝えていたら、

ネット記事がないかもしれないため、〇〇弁護士が責任をもって、ネット記事の削除に尽力しなければならない。

- (5) 〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇として、〇〇を依頼され、待ち合わせ時間内に〇〇に着いたにもかかわらず、既に〇〇を終えていたという事情があり、当時の担当者に〇〇報酬不要と伝え、ただ、遅刻していないので交通費を請求した。その後、担当者からは交通費を支払うと言われたが、さらに後日、審査請求人が遅刻したことにされ、交通費を支払わないと言われたので、遅刻していない、関係者に確認してほしいと懇願したが聞き入れられなかった。〇月〇日、係長に対し、口頭で、交通費の要望を取り下げ、その後、口頭でも書類でも、要望を出していない。
- (6) 確認通知書には、要望等を取り下げる場合は、〇〇局〇〇課へ、取り下げ以外のご連絡は、同弁護士まで、と書かれており、不当要望をしていないという認識であり、ないものは取り下げようがないので当然「以外」の部類に入ると考え、〇〇弁護士に電話した。本来〇〇課がやらなければならない仕事を、外部の人間である〇〇弁護士に押し付けたことになり、職務怠慢である。
- (7) 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）には、要望等とは職員以外の者が職員に対して行う市政に関する要望、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。と書かれており、職員以外の審査請求人を職員ではない〇〇弁護士に連絡させたことは条例違反である。
- (8) 不開示決定通知では、法第82条第 2項を根拠として主張していたが、弁明書では、条例第 9条第 3号の記録の例外に該当すると書かれており、根拠が変わっている。〇〇弁護士は報告したのか、報告したのであればいつしたのか、内容は。結局報告があったのかどうかははっきり分からず弁明になっていない、不誠実と思われる。
- (9) 条例第 9条第 3号の記録の例外に該当するという認識は誤りである。条例の中での情報提供とは全く違う性質のものであり、さらに審査請求人は納得していないから「終了」もしていない。ただ記録を怠ったことを隠蔽したいだけだと考えられる。
- (10) 〇年〇月〇日に〇〇課の担当者に、要望していない、冤罪であると繰り返し訴えたが、この件はもう終わったことであると言われ、話を聞いてく

れなかった。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報、条例第14条に基づくコンプライアンス・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）からの情報提供にかかる文書のことである。
- 2 本件保有個人情報について、情報提供の内容が条例第 9条第 3号の記録の例外に該当すると認識したため、作成していない。
- 3 その他審査請求人が主張する要望等の取下げ期限や通知書の記載方法、通知書の内容等については、本件審査請求と関連性がないものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 要望等記録制度について

(1) 条例において定められた制度であり、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを職員の責務として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 要望等を受けた職員は、聞き取った要望等について、要望等記録兼報告書を作成した後、上司へ報告し、組織としての対応方針を決定し、要望等に対応するものとされている。不当要望等又は行政対象暴力と思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、アドバイザ

一の助言を受けた上で、要望等の所管部署において、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを通知することとされている。なお、行政対象暴力に該当する場合は、公表する旨だけを通知することとされている。

(3) 要望等への対応が終了した場合は、要望等記録兼報告書を完結し、各所属で保存するとともに、名古屋市職員倫理審査会の審査に付された後、不当要望等及び行政対象暴力の概要、対応結果を公表することとされている。

4 審査請求人に係る対応について

(1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇要綱に基づく〇〇として依頼を受け、〇〇を実施する予定であったが、審査請求人が待ち合わせ場所に到着した際には、〇〇の依頼人は既に〇〇を済ませており、〇〇業務を行わなかった。

(2) 同日、審査請求人から実施機関に対し、〇〇依頼に係る交通費等の要望が電話であり、その後約〇か月にわたり実施機関に対し、電話及びFAXによる要望等が継続したことから、実施機関は、アドバイザーの助言を受けた上で、審査請求人の要望及び言動等が不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、確認通知書の送付により審査請求人に通知した。

(3) 確認通知書には、当該要望等を取り下げる場合は実施機関へ連絡すること、当該要望等の取り下げ以外の場合の連絡先として、アドバイザーの連絡先が記載されていた。

(4) 審査請求人は、確認通知書の受領後、アドバイザーに電話で連絡をしたが、実施機関へ連絡をしなかったため、実施機関は、当該要望等は取り下げられなかったと判断し、市公式ウェブサイトに要望等の概要を掲載した。

5 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、上記 4(4) において審査請求人がアドバイザーに電話で連絡した際に伝えた、審査請求人が要望を出していないという主張について、アドバイザーが実施機関に報告した内容がわかるものである。

6 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、弁明書において、アドバイザーからの情報提供の内容が条例第 9 条第 3 号に規定する、記録の例外に該当すると認識したため、文書を作成していないと主張しているが、事務局が要望等記録制度の制度所管

課に確認したところ、条例で定義する「要望等」とは、職員以外の者が職員に対して行う市政に関する要望、意見、苦情その他これらに類する行為をいい、アドバイザーからの情報提供は、条例で定義する「要望等」に該当せず、条例第 9 条第 3 号に規定する、記録の例外には該当しないとの見解が示された。

(2) 事務局が実施機関に確認したところ、アドバイザーが審査請求人からの電話を受けた後、アドバイザーから実施機関に対しては、確認通知書のデータをメールで送付してほしい旨の電話連絡しかなく、審査請求人が主張する内容に関する報告はなかったとのことである。

(3) なお、弁明書において記録の例外に該当するとした、アドバイザーからの情報提供の内容は、上記(2)の連絡を指すとの説明があった。

(4) 以上を踏まえると、実施機関の、アドバイザーからの情報提供の内容が条例第 9 条第 3 号に規定する、記録の例外に該当すると認識したという主張には疑問があるものの、審査請求人が主張する内容に関する報告はなかったことからすると、実施機関においてその記録を作成することもないため、本件保有個人情報存在していないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは言えず、これを覆すに足りる事情も認められない。

7 なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 26 日	本件審査請求に係る諮問書の受理
3 月 25 日	本件審査請求に係る弁明書の受理
5 月 10 日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7 年 4 月 28 日 (令和 7 年度第 1 回)	調査審議

5月30日 (令和 7年度第 2回)	調査審議
6月30日 (令和 7年度第 3回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月21日	答申